事業主の方へ　令和6年能登半島地震の災害に伴う雇用調整助成金の特例措置を実施しています。（令和6年1月23日更新）

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練（以下「休業等」）又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

【特例措置の内容】（令和6年能登半島地震に伴う経済上の理由により休業等又は出向を行う事業主が対象です。）
休業等又は出向の初日が令和6年1月1日から令和6年6月30日までの間にある場合、

①**休業等又は出向を実施した場合の助成率を引き上げます。**
【大企業】1/2 ⇨ **2/3**　【中小企業】2/3 ⇨ **4/5**
（※新潟、富山、石川、福井の各県内の事業所が対象です。）

②**支給日数を「1年間で100日」から「1年間で300日」に延長します。**（※新潟、富山、石川、福井の各県内の事業所が対象です。）

③新規学卒採用者など、**雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者**についても**助成対象とします。**

④**過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主であっても、**
㋐.通常、支給日数は**3年間で通算150日まで**のところ、今回の特例の対象となった休業等については、**この制限は適用しません。**
㋑.前回の対象期間の満了日の翌日から**1年を経過していなくても助成対象**とします。

⑤**休業等規模要件を緩和します。**
対象労働者の所定労働日数に対する休業等の延日数の割合
（休業等規模要件）（※新潟、富山、石川、福井の各県内の事業所が対象です。）
【大企業】1/15以上 ⇨ **1/30以上**　【中小企業】1/20以上 ⇨ **1/40以上**

⑥**残業相殺（※）を撤廃します。**
※支給対象となる休業等から所定外労働の時間を相殺して支給すること
（※新潟、富山、石川、福井の各県内の事業所が対象です。）

⑦**生産指標の確認期間を3か月から1か月に短縮します。**

⑧**最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象とします。**

⑨**地震発生時に事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象とします。**

⑩**計画届の事後提出を可能とします。**

※助成対象期間は1年間です。

【地震に伴う「経済上の理由」とは】
地震による**直接的な被害そのものは経済上の理由に当たりません**が、災害に伴う以下のような経営環境の悪化については経済上の理由に当たり、それによって事業活動が縮小して休業等を行った場合は助成対象となります。

（経済上の理由例）
- **取引先の地震被害のため、原材料や商品等の取引ができない**
- **交通手段の途絶により、来客がない、従業員が出勤できない、物品の配送ができない**
- **電気・水道・ガス等の供給停止や通信の途絶により、営業ができない**
- **風評被害により、観光客が減少した**
- **施設、設備等の修理業者の手配や修理部品の調達が困難で、早期の修復が不可能**

【受給手続き】
《休業等の場合》●事業主が指定した1年間の対象期間について、実際に休業等を行った支給対象期間（1つの判定基礎期間又は連続する2つないしは3つの判定基礎期間）ごとに支給申請することが必要です。
《出向の場合》●事業主が指定した1年間の対象期間について、実際に出向を行った支給対象（出向期間を6か月ごとに区分した各期間）ごとに支給申請することが必要です。
※支給申請期間は支給対象期間又は支給対象期の末日の翌日から起算して**2か月以内**です。

※なお、雇用調整助成金を申請した事業主は、提出又は提示した書類の写しその他支給要領に規定する各種書類を、支給決定日の翌日から起算して5年間保存する必要があります。

【その他の支給要件】その他、雇用保険の適用事業所であること等の支給要件があります。
詳細についてはガイドブック（https://www.mhlw.go.jp/content/001195139.pdf）や、以下のコールセンターまでお問い合わせください。

雇用調整助成金コールセンター　0120-603-999
受付時間　9:00～21:00　土日・祝日含む

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

ガイドブック
LL060123企01

令和6年能登半島地震による災害に関する特別相談窓口

県内20商工会及び石川県商工会連合会では、令和6年能登半島地震の影響を受けた中小企業・小規模事業者を支援するため、「令和6年能登半島地震による災害に関する特別相談窓口」を設置いたしました。
相談ご希望の方は、かほく市商工会までご連絡ください。

相談受付時間：午前9時00分～午後5時00分（平日のみ）

資金繰り相談

資金繰り関するご相談は、取引金融機関にご相談ください。

- ◆日本政策金融公庫金沢支店 ☎0570-045202（平日のみ）
- ◆北國銀行 ☎0120-277-838（平日及び土日祝）
- ◆北陸銀行 ☎0120-945-884（　〃　）
- ◆のと共栄信用金庫 ☎0120-013-450（平日及び土日祝）
- ◆興能信用金庫　一部を除く各店舗（平日のみ）
- ◆金沢信用金庫　各支店まで（平日のみ）
- ◆はくさん信用金庫　全営業店（平日のみ）

※北陸財務局管内預金取扱金融機関営業情報
(https://lfb.mof.go.jp/hokuriku/content/013/2024010502.pdf)

税務関係

◆国税の申告・納付等の延長について

今回の災害により、石川県及び富山県（以下、「指定地域」という。）に納税地を有する方については、令和6年1月1日以降に到来する申告・納付等の期限が、全ての税目について自動的に延長されています。
※今般の地域指定による申告・納付等の期限の延長措置は、近日中に官報で告示される予定です。

◆石川県及び富山県に納税地がある個人の皆様へ申告書用紙等の発送について

個人の皆様に対しましては、確定申告書用紙や「確定申告のお知らせ」はがきを毎年1月下旬に発送しているところですが、この国税に関する申告・納付等の期限の延長措置に伴い、指定地域内に納税地がある個人の皆様へ申告書用紙等を発送しないこととされました。確定申告書用紙の送付を希望される方は、最寄りの税務署までお問い合わせください。
※**e-Tax**で申告されている個人の皆様は**e-Tax**にログインしていただくと「マイページ」の「各税目に関する情報」から所得税や消費税に関する各情報をご確認いただくことが可能。

令和6年能登半島地震に関する最新の情報につきましては国税庁のHPでご確認ください。

青年部活動

商工会青年部は45歳未満の個人事業主、商工会加入企業の後継者などで構成されており、青年部員数70名（女性部員７名）と県内で２番目の規模を誇ります。
商工会本会では各分野に分かれ部会が作られていますが、青年部では全ての業種が１つとなり様々な意見を出し合うことで、地域の発展と成長に貢献すべく多くの活動に取り組んでいます。
活動内容としてはかほく四季まつりへの出店、打上げ花火の開催、沖縄県豊見城市との児童交流、電話帳の作成、青年部企画の海岸での焚火イベント、その他経営塾や親睦事業を行っています。
沖縄県豊見城市との交流事業は、小学校中高学年の児童を対象に夏はかほく市から豊見城市の青年部の家庭へ、冬は沖縄豊見城市からかほく市の青年部員の家庭へホームステイをし、互いに貴重な経験の場となっています。
焚き火イベントでは、かほく市を盛り上げ魅力の発信をしていこうと、各企業から頂いた廃材でモニュメントを作りライトアップ、海浜の清掃活動、焚火の体験などを行いました。今年も開催を予定しているので是非お越し下さい。

商業部会 視察研修/福岡県

さる11月28日㈫～29日㈬、商業部会は９名の参加者で福岡県への視察研修を実施しました。
１日目は門司赤煉瓦プレイス、TOTO北九州ミュージアムを視察しました。

TOTOミュージアムにて

門司赤煉瓦プレイスは1913年（大正２年）に帝国麦酒の工場施設として建てられた歴史的建造物で、現在では資料館や飲食店として多くの方に利用されています。TOTO北九州ミュージアムは衛生陶器の歴史資料館、およびショールームなどを集約した施設となっていました。
２日目はひのさと48、櫛田神社、福岡市博物館を視察しました。ひのさと48は宗像市にあり、高齢・廃墟化が進む団地の再生プロジェクトです。コミュニティ施設を整備し、様々な世帯の居住と交流を促す取組について視察しました。櫛田神社では博多祇園山笠を視察。福岡市博物館では、国宝 金印「漢委奴国王」や、黒田家の鎧や書状等を見学しました。両日ともに見所多く、有意義な研修になりました。

かほく創業塾2023を開催しました！

かほく創業塾を11月2日（木）から5回シリーズで開催し、8名の方が受講されました。

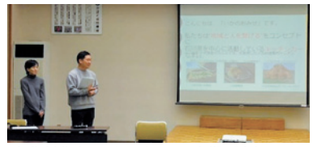
先輩創業者：いかのおみせ 大槻ご夫婦

先輩創業者：食工房ファミーリエ 大塚 信夫氏

講師には、㈱迅技術経営の高稲俊輔税理士・中小企業診断士、小松 巧特定社会保険労務士、日本政策金融公庫金沢支店国民生活事業の留目憲男融資第２課長、かほく市地域政策部企画振興課の村西研郎氏をお招きして、事業を軌道に乗せるための経営の知識（経営一般・財務・人材育成・販路開拓等）と具体的な計画作成のプロセスについて説明いただきました。
今回初めての試みとして、先輩創業者のいかのおみせ大槻智也氏、食工房ファミーリエ 大塚信夫氏から、創業の経緯や創業時に苦労した点、ものづくりに対する想い等についてお話しいただきました。お二人の苦労話が、受講者にとって大変参考になったのではないかと思います。
また受講者からは、「今回創業塾に参加させていただき、とても勉強になりました。創業についてはまだ漠然とした状況ですが、学んだことを再度復習していきたいと思います。」、「今後は、人事労務、集客、資金繰り、広告宣伝について学びたいです。」との感想をいただきました。

LINE公式アカウント活用セミナーを開催しました！

12月11日（月）、石川県商工会連合会の事業環境変化対応型支援事業として、LINE公式アカウント（旧LINE@）活用セミナーを開催しました。
講師にはSPコンサルタントの野田進也氏をお招きし、LINEを活用した集客方法や業務効率化について、各業種の事例を交えてお話していただきました。
セミナーには20名が参加。終了後にはマンツーマン指導の専門家派遣制度を希望される方も多く見受けられました。LINEの習得に向け積極的に取り組まれている様子が伺えた研修でした。

令和5年分 確定申告個別相談会日程表

■所得税（青色申告）無料相談

※会場・時間／かほく市高松産業文化センター2階 かほく市商工会 午前9時～正午、午後1時～4時

月日	税理士	月日	税理士
① 2月14日(水)	押野明日香・北村信雄	② 2月16日(金)	北村信雄・押野明日香
③ 2月20日(火)	押野明日香・道前達矢	④ 2月26日(月)	道前達矢・北村信雄
⑤ 2月29日(木)	道前達矢・押野明日香	⑥ 3月 1日(金)	押野明日香・道前達矢
⑦ 3月 4日(月)	道前達矢・北村信雄	⑧ 3月 6日(水)	北村信雄・道前達矢
⑨ 3月12日(火)	北村信雄・道前達矢	⑩ 3月14日(木)	道前達矢・北村信雄

■消費税個別指導（有料）

3月19日(火)	北村信雄・押野明日香
3月22日(金)	押野明日香・道前達矢

●消費税個別指導料　会員/1,100円　非会員/2,200円

全日程予約制混雑を避け、円滑な指導が行えるよういずれの日程も予約制を取っておりますので、お早めにお申し込み下さい。

★申告書の提出期限については、国税庁HPでご確認下さい。